

令和4年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ケアパートナーズ
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年3月24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	境港市福祉保健部福祉課・長寿社会課

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）の職務の執行状況の報告については理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催し報告する必要がある。貴法人は令和2年度の理事会において、職務執行状況の報告が2回以上実施されたことが確認できませんでした。</p> <p>については毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上報告すること。</p> <p>（社会福祉法第45条の16第3項）</p>	<p>理事長の職務執行状況の報告につきまして、理事会にて毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上報告を行うよう改めます。</p>
2	<p>評議員及び理事会の議決においては、特別の利害関係を有する評議員、理事は議決に加わることはできないため、決議を行う前に特別の利害関係を有する者の有無について、下記のいずれかの方法等により確認すること。</p> <p>①評議員会（理事会）の場で特別利害関係評議員（理事）の有無を確認し、議事録に記載する。</p> <p>②当該評議員会（理事会）の議案について、特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発出する。</p> <p>（社会福祉法第45条の9第8項、社会福祉法第45条の14第5項）</p> <p>（参考）</p> <p>特別の利害関係を有するとは、例えば理事が、自己または第三者のために社会福祉法人と取引をする場合（理事の所有地の購入など）や理事が、自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引をする場合（法人が実際に行う事業と市場において取引が競合し、法人と理事の間に利益の衝突が生じる可能性がある取引）等をいいます。</p>	<p>評議員会及び理事会の議決にて特別な利害関係を有する者の有無を確認するため、開催通知を発出の際、議案について特別の利害関係を有する場合は法人へ申し出ていただくように改め、特別の利害関係を有する者の有無の確認を行います。</p>
3	<p>役員及び評議員について、欠格事由に当たらないこと等を就任前に確認する必要があり、誓約書は提出されていたが、「暴力団員等の反社会的勢力でないこと」の確認がされていなかったため、次回より誓約書の項目に追加すること。</p> <p>（社会福祉法人審査基準第3の1）</p>	<p>役員及び評議員の就任の前に提出をいただいている確認事項の書面の中に、新たに「暴力団員等の反社会的勢力の者」に該当しないことを確認する項目を追加し、今後確認を行うよう改めます。</p>